

ていきたいと御提案申し上げるものでございます。そして、輝くまち福生をつくり上げていくために、アクティブ、すなわち行動的、クリエイティブ、すなわち創造的、チャレンジング、すなわち挑戦的という三つの言葉の頭文字をとりまして「ACC」を合い言葉として、まちづくりを進めてまいりたいと考えているところでございます。そこで、この「輝く街、福生」をどのようなようにしてつくり上げていくかという点とでございます。福生市は狭いまちでございます。この不利な条件を克服して、福生の個性を出し、特徴ある市としていくためには、その一つとして、福生市を美しいまちにするということであると考えております。

「輝く街、福生」づくりの第二は、国際性の高いまちづくりを進めることだと提案の中で述べさせていただきました。国際化という言葉につきましては、いろいろな説のあるところかと存じますが、今回の基本構想の提案に当たりましては、みずからを知り、世界を理解し、相互に協力し、連携して人類の問題に対処し、平和な世界をつくり上げていくものと理解しているものでございます。

次に、九ページ以下におきまして、第四章として第二期の総合計画を作成するに当たりましての前提条件といたしまして、大きく以下の四点につきまして計画の指標として述べております。

まず第一は、新しい計画は目標の期間を十年間とすることといたしまして、平成十二年、西暦二〇〇〇年を目標年次といたしております。次に第二といたしまして、対象の区域につきましては、福生市全域を対象区域といたしております。なお、横田基地につきましては、存在しないことが望ましいわけでございますが、目標年次の二十一世紀初頭までに、全面返還される可能性を想定することは困難と考えられますので、返還された場合の計画は別に考えることといたしまして、今回の提案では、基地の存在の現実を前提といたしまして、提案させていただいております。第三として、十年後の人口につきましては、外国人登録者を九百人と想定いたしました。外国人を含めました総人口を六万七千九百人と推計いたしております。そして、第四といたしまして、狭い面積の中での土地利用につきましては、用途地域の適正化などによりまして、土地の高度利用、有休地の活用などを図りながら、一方で緑化の推進に向けまして都市的な土地利用と自然的な土地利用につきましての調和を図っていくことが必要だと考えております。

一一ページ以下の第五章では、四つのまちづくりの目標を掲げてございます。

その第一が、快適環境都市の実現ということでございます。その方向といたしまして、都市基盤の整備、自然環境の維持、保全、防災、防犯といった命や財産を守り、安心して暮らせる施策に深い配慮がされていかなければならないものと考えます。

第二の目標は、まちの風格づくりでございます。歴史的遺産の保存や文化活動による文化水準の高揚、総体的なイベントの展開、まちなみの整備、都市景観づくりなどによりまして、福生市の風格づくりが進むものと考えております。

第三といたしまして、人生八十年時代に耐えられる都市づくりでございます。青少年の健全な育成や男女平等社会の実現、心身に障害のある人々への配慮や高齢化に対応できるまちづくりを考えております。

第四には、産業に活力ある都市でございます。都市づくりの原動力となりますのは、市民の力とともに、活力ある産業であり、行政との役割分担と協力によりまして、まちづくりの目標が達成されるものと理解するものでございます。

これまでに述べてまいりました基本的な考え方をもとに、それは具体的にはどのような方策がとられていくべきかという点について、一八ページ以下におきまして、第六章として、施策の大綱を考えております。

この大綱では、大きく三つに分けて述べておりまして、第一には教育と文化、福祉と保健、都市基盤整備、生活基盤整備、産業振興の五つの分野、二十二項目にわたり施策を展開しております。

第二には、第一で述べました分野別の施策の総合性の必要性を述べております。

第三には、今回答申のございました基本構想の推進に当たって、特に配慮されなければならない点につきまして触れております。

まず第一節の分野別施策では、五分野二十二項目にわたりまして、ごく基本的な方策を述べさせていただきました。また、これら分野別施策は、総合化することが重要と考えておりまして、二八ページ以下の

第二節におきまして、諸分野にわたる施策といたしまして、施策の連携について述べさせていただきます。

その第一は、人が来やすい交通網の整備と拠点整備でございます。福生市には、幾つかの特徴的な地域、すなわち拠点がございまして、これらの拠点の特徴を生かし発展させていくことによりまして、福生市を個性化し、特徴づけることができ、交通網の整備と合わせることでございまして、福生市を活性化させ、発展させるものと五つの拠点を設定しております。そして、これらの拠点を時代の要請と調和させながら個性的に整備し、ゆとりや潤いを持たせ、そこに憩いや交流があり、情報が得られ、学べるといったレベルの高い、質のよい内容を持った人々の社交の場にしていくことを考えております。福生市は、昔から交通網の集中しているところでございます。この特徴を生かすことも重要なことでございます。

施策の連携の第二点は、国際性を高めることでございます。国道一六号線沿線の商店街から福生駅に向かう地域を開発し、牛浜駅から国道一六号線の間地域において、国際性を高める各種の事業が開催され、さらに姉妹都市の提携が進み、海外派遣が盛んに行われたり外国人も住みやすいまちとして、外国語で書いた案内板や情報の提供、相談事業など具体化することによりまして、拠点を生かしながら福生の国際性を高めていくことができるのではないかと考えられるのでございます。

施策の連携の第三点目といたしましては、情報化の施策でございまして、時代に即応した情報の提供を検討すべきであると述べております。

施策の連携の第四点目は、高齢化社会への対応でございます。高齢者の方々が住み慣れた場所で生き生きと生活できる社会をつくっていく。そのためには、行政上の施策が統合され、計画的な支援がされることにより、高齢化社会への対応が図られるものと考えられるのでございます。

施策の連携を必要とする第五の点は、美しいまちづくりでございます。その一つとしては、自然環境の保存、創成と活用でございます。福生市には、多摩川、玉川上水、分水、崖地の緑、公園、農地などがありまして、これらは貴重な資源でございまして、さまざまな視点から、これら資源は整備、活用されなければならぬと考えております。さらに、美しいまちづくりのためには、市民と市との一体化がなければ

なし得ません。今後ともより一層の市民の皆様への御参加と御協力をお願い申し上げます。

さて、基本構想案の最後になりますが、三四ページ以下、第三節におきまして、基本構想に沿って行政運営を進めるために、特に留意すべき点として、次のように述べさせていただきます。

その一つとして、市民参加の輪を広げることでございます。

第二は、時代に沿った計画的な行政の運営でございます。

第三には、広域的な行政の取り組み。

第四には、効率的な行政運営。

第五は、上部機関との連携を密に、福生市の一層の発展を図ることでございます。

以上、大変長時間にわたりまして申し述べてまいりましたが、二十一世紀を目指す福生市の新しい総合計画の中心となります第二期の福生市基本構想につきましても、提案理由及び説明とさせていただきます。慎重御審議を賜りまして、何とぞ、原案御可決くださるようお願い申し上げます。

○議長（仲村清信君） 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第百二号は、総務委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって議案第百二号は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（仲村清信君） 日程第十 議案第百三号 福生市手数料条例の一部を改正する条例を議題といたし

ます。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(企画財政部長 野沢久人君登壇)

○企画財政部長(野沢久人君) 御指名をいただきましたので、議案第百三号 福生市手数料条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容について説明を申し上げます。

まず提案理由でございますが、本条例で定めております現行手数料の金額は、昭和五十一年十一月一日に改正されたものでございまして、以来十三年を経過しております。今回、コスト及び他市町村状況等を踏まえまして、手数料の金額について見直しを行い、本案記載のとりの額に改めようとするものでございます。

次に、改正の内容について御説明を申し上げます。改正しようとする部分は、市民課の窓口で扱っております住民票、印鑑照明あるいは税務課の窓口で扱っております評価証明、納税証明等を中心とする手数料について規定している第二条関係でございまして、記載のとおり、各手数料ともそれぞれ五〇%引き上げさせていただきます。現行「百円」を「百五十円」に、「二十円」を「三十円」にしようとするものでございます。なお、本条例を改正いたしますと、年間約五百万円程度の収入増となる見込みでございます。附則といたしまして、本条例は住民への周知を考慮いたしまして、平成二年四月一日から施行しようとするものでございます。

何とぞ、慎重御審議をいただきまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、説明いたします。

○議長(仲村清信君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(仲村清信君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第百三号は、総務委員会に付託いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(仲村清信君) 御異議なしと認めます。よって議案第百三号は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(仲村清信君) 日程第十一 議案第百四号 福生市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(建設部長 小野光朗君登壇)

○建設部長(小野光朗君) 御指名をいただきましたので、議案第百四号 福生市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその改正内容の御説明を申し上げます。

東京都におきましては、昭和六十三年度における固定資産税の評価がえに基づき、都の道路占用料等徴収条例を改正いたし、平成元年四月一日から施行しております。本市におきましても、東京都と同様に、このたび本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に改正の内容でございしますが、今回の改正は別表のみの改正でございまして、まず初めの四列につきましては、電柱、電話柱、公衆電話所及び有線放送架空線の四物件に関する単価の改定でござい

ます。次は、地下埋設管路の関係ですが、まずガスパ管、電気地中線、電気通信地中線につきまして、単価の改定とともに、このたび電気地中線におきまして、新たな外径区分が必要となりましたので、現在、四段階の区分を五段階の区分に細分化しようとするものでございます。これに伴いまして、その他の地下埋設管路につきましても、単価の改定とともに外径別区分を、現在の四段階から五段階に細分化しようとするものでございます。

続きまして、最後に羅列されております六列についてでございますが、バス停留所や電柱等添架広告、電柱等巻きつけ広告、消火栓標識広告、バス停留所標識、板囲い、足場、その他の工事用施設及び工事用材料置き場の各物件に関する単価の改定でございます。

最後に附則でございますが、この条例の施行日を平成二年四月一日と定めようとするものでございます。なお、本条例の改正に伴う占用料収入の伸びでございますが、来年度におきまして一千二百四十三万円余りの収入が見込まれますので、現行単価と比較しますと百九十四万円余りの増収が見込まれるわけでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議の上、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。説明にかえさせていただきます。

○議長（仲村清信君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十一番（松山 清君） 時間も時間だから、あれですけれども、もうちょっとうまい提案理由の書き方はないものかな。

大体、東京都の道路占用料徴収条例の一部が改正されたから、福生市もやるんだというこれほど自主性のない話はないでしょうが。それで、東京都はいつ改正になったかといったら、平成元年、もう四月一日からやっているの、ことしの四月一日からやるならまだいいですよ。しかし、一年もおくれてやるのに東京都の道路占用料徴収条例の一部を根拠にしないでできないというのは、この問題はもともと単価が低いというふうには私は思っているの、東京都のことを根拠にするなら、なぜ平成元年四月一日からできるようにしなかったのかということをお聞きしたいのです。なぜ、東京都と同じように四月一日からやれなかったんでしょうか。そのことを、逆にお聞きしたい。

○建設部長（小野光朗君） ただいまの御質問のことでございますけれども、結局、例えば奥多摩街道とか青梅街道とかございまして、各都心区とあと市部、郊外部というふうに分けてございまして、ある程度統一的な基準でやっているわけでございます。そうします場合、東京都でもって直した場合に、東京都との

間に、例えば議会との関係というのでしょうか。例えば日程等の関係で、福生市の方との順番が違っちゃう場合があるわけですね。そうしますと、何といえますか、市の方と都の方とで万が一、相違したというふうな場合になると、やはり問題がありますので、なるだけでしたらば、東京都が通った後で統合的にやっていきたいということ、一年おくれになっているわけでございます。

いずれにいたしましても、もうちょっと早くできないかということについては、今後また考えなくてはならないかと思えます。以上でございます。

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第百四号は建設委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって議案第百四号は、建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（仲村清信君） 日程第十二 議案第百五号 福生市駅前駐車施設の設置及び使用に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（建設部長 小野光朗君登壇）

○建設部長（小野光朗君） 御指名をいただきましたので、議案第百五号 福生市駅前駐車施設の設置及び使用に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由と改正内容の御説明を申し上げます。

この条例は駅前における乗降客及び公衆の利便を図るために、タクシーの駐車施設の設置及び使用に関して定めたものでございまして、現在、福生駅の東口に十八台、西口に三台の使用を許可しております。この使用料につきましては、固定資産税の評価額を基礎といたしまして算出しておりますが、昭和六十三

年度におきまして、固定資産税の評価がえが行われましたことによりまして、使用料が実情に合わなくなったため使用料の改定を図るべく本条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の内容につきましては、現在、一台当たりの月額使用料「五千円」のところを「六千円」に改めようとするものでございます。

次に附則でございますが、この条例の施行日を平成二年四月一日と定めようとするものでございます。なお、本条例改正に伴いまして、来年度の使用料収入は、本年度に比較して二十五万二千円余りの増収が見込まれます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議の上、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（仲村清信君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第百五号は建設委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって議案第百五号は、建設委員会に付託することに決定いたしました。

~~~~~

○議長（仲村清信君） 日程第十三 議案第百六号 福生市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（福祉部長 石川和夫君登壇）

○福祉部長（石川和夫君） 御指名をいただきましたので、議案第百六号 福生市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の提案理由と、その内容について御説明申し上げます。

本条例は、新たに東京都の制度といたしまして、ひとり親家庭等に対しまして、医療費の一部を助成し、もってひとり親家庭等の保健の向上に寄与するとともに、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ろうとするものでございまして、今回条例を制定するものでございます。

内容につきまして御説明申し上げます。

まず第一条につきましては、助成の目的をうたったものでございます。

第二条につきましては、児童を初めとする用語の定義を定めたものでございます。

次に、第三条につきましては対象者で、医療費の助成を受けることができる対象者は市内に住所を有する者で、そこに列記してありますとおり、その対象者の疾病または負傷について、国民健康保険法及び法令で定める社会保険各法の規定により、医療に関する給付が行われている者、または日雇い特例被保険者手帳の交付を有する者とその被扶養者が対象となるわけでございます。二項につきましては、助成の対象の制限でございまして、そこに列記してありますとおり、いずれかに該当された場合には、対象としないということでございます。それは、二項二号の規定で定めている施設につきましては、児童福祉法あるいは精神薄弱者福祉法等の施設に入っている場合には、対象としないということでございます。

次に、第四条につきましては所得の制限で、対象者がそこに列記してありますとおり、限度額以上のときは、当該所得のあった翌々年の一月一日から一年間は助成を受けられないということでございます。また、所得の範囲、額、計算方法につきましては、市の規則で定めようとするものでございます。

次に、第五条につきましては医療証の交付で、医療費の助成に必要な資格を有する医療証の交付手続を定めるものでございます。

次、第六条につきましては助成の範囲で、国民健康保険や社会保険など各種医療保険を扱う医療機関、病院、診療所などで診療を受けたとき、保険の自己負担となる費用の助成を定めたものでございます。そ

れから、第二項につきましては、他の法令によって医療費の助成が行われたときは、その制限条項でございす。

次に、第七条につきましては医療費の助成で、医療証を使って病院、診療所で診療あるいは薬局等で薬剤などを受けた場合に、窓口で支払った自己負担分を助成することを定めております。

次に、第八条につきましては届け出の義務で、規定により申請した事項に変更が生じたとき、あるいは対象者の家庭に属する現況についても、速やかに届け出るといような規定でございす。

次に、第九条では、いかなる理由があつても、医療費の助成を受ける権利を譲渡したり、担保に使ったりしてはならないという禁止事項を定めたものでございす。

次、第十条につきましては、偽りその他不正手段によって助成を受けたときは、その額の全額、または一部を返還させるということでございす。

次、第十一条の委任条項でございす。この条例に必要な事項は、市の規則で定めるといふ委任事項でございす。

それから、附則といたしまして、この条例は平成二年四月一日から施行しようとするものでございす。なお、御参考までに申し上げますと、この事業を実施いたしますと、対象世帯は約四百世帯、対象者数で、約千人で、事業費の総額は三千万円程度になるうかと思ひます。そのうち、都の補助金といたしまして、三分の二が補助となるわけでございす。

また、この事業を実施するに当たりまして、事務準備のために、本定例会に補正予算といたしまして、六十八万余円を予算計上させていただいております。

なお、四月一日実施に向け、東京都の広報紙、ポスター並びに市の広報、お知らせ等を通じまして交付をし、順次、受付を開始し利用できるよう事務手続を進ませていただきたいと存じます。

以上、大変雑駁な説明でございすが、慎重御審議をいただきまして、原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（仲村清信君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となつております議案第百六号は厚生委員会に付託いたしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よつて議案第百六号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（仲村清信君） 日程第十四 議案第百七号 平成元年度福生市一般会計補正予算（第三号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（企画財政部長 野沢久人君登壇）

○企画財政部長（野沢久人君） 御指名をいただきましたので、議案第百七号 平成元年度福生市一般会計補正予算（第三号）につきまして、提案理由並びにその内容につきまして説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入におきまして、市税の調定増あるいは国有提供施設等所在市町村助成交付金の確定に伴う増額、それから収益事業均てん化措置によります配分金等がございす。

歳出につきましては、ただいま説明のありました平成二年度からの新たに始まりますひとり親家庭医療助成事業の準備経費、あるいは牛浜駅の階段工事のおくれによります駅東口の公衆便所の新築事業を翌年度に実施するための減額補正、そういったようなものが出てまいりましたので、補正をお願いしようとするものでございす。

それでは、予算書に基づきまして、内容について御説明を申し上げます。

一ページをお開きいただきたいと思ひます。総則でございますが、第一条で、既決予算額に歳入歳出それぞれ二千五百四万一千円を追加し、歳入歳出予算総額を百四十六億四千八百九万八千円と定めようとするものでございます。

第二条は繰越明許をお願いしようとするものでございますが、内容は、第二表の繰越明許費におきまして御説明を申し上げます。

次に二ページをお開きいただきたいと思ひます。第一表の歳入歳出予算補正でございますが、まず歳入につきまして説明いたします。

第一款の市税でございますが、八千二百万円の追加でございます。市民税の個人と法人の現年課税分の調定増によるものでございます。

次に、第五款国有提供施設等所在市町村助成交付金の三千四百八十二万八千円の追加でございますが、これは、基地助成交付金が三千百五十五万四千円、施設等所在市町村の調整交付金が三百二十七万四千円の合計額でございます。今年度の交付額の確定によるものでございます。おかげさまで、前年度より三％ほどの伸びになってございます。

次に、第八款の分担金及び負担金四百九十六万一千円の減額は、児童措置費の負担金でございます。児童措置費の減によるものでございます。

次に、第九款の使用料及び手数料の減額につきましては、市営プール使用料で入場者の当初見込みとの差額でございます。

次に、第十款の国庫支出金の一千九百二十六万円の追加のうち、国庫負担金の増額につきましては児童措置費負担金で、主として制度変化によります乳児指定保育所分の増と、それから、母子寮措置費負担金で補助基本額の変更による増の合計額でございます。

続きまして、国庫補助金の九百一十九万九千円の追加は、特定防衛施設周辺整備調整交付金の増額分二千四百六十二万九千円と対象人員の減によります幼稚園就園奨励費補助金の減額。それから、補助対象校が全国的にふえたことによります小中学校の校舎の大規模改造事業補助金一千四百二十二万五千円の減額分と

の相殺額でございます。

次に、第十一款の都の支出金の四百五十三万三千円の追加でございますが、まず、都負担金の五百十一万一千円の減額は、民生・児童委員負担金、児童措置費負担金の、主として乳児指定保育所の増。さらに、母子寮措置費負担金の合計額でございます。

都補助金の百一十八万八千円の減額でございますが、私立幼稚園児保護者負担軽減事業の事業費の補助金の単価の改定によりますもの。それから、民生費補助金で措置人員の減少によります保育所運営費補助金の減。同じく、移管保育所運営補助金の減。産休等代替職員補助金の増。無認可保育室補助金百六十六万三千円の増。それと、ひとり親家庭の医療費助成事業補助金の増でございます。以上の相殺額でございます。

それから、次に第十四款の繰入金でございますが、一億六千二百万円の減額でございます。補正第一号でれんげ作業所新築事業と仮称多摩河原公園の追加工事の財源を補うため、都市施設整備基金から繰入金金をいたしました。今回の補正予算で収入が見込まれますので、繰戻しをしようとするものでございます。これによりまして、都市施設整備基金の予算額は五十二億九千九百九十九万九千九百九十九円とさせていただきます。

次に、第十六款の諸収入でございますが、四千八百三十九万九千九百九十九円の追加でございます。自治省の財政均てん化の指示によりまして新たにることになりました府中市からの収益事業均てん化配分金と管外受託児分の保育所措置費の合計額でございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

第二款総務費の総務管理費一千四百九十九万六千円の追加は、一般管理費におきまして、退職手当組合の負担金七百一十七万七千円の追加と文書管理費における消耗品費、印刷製本費、広報費の印刷代の増。さらに、諸費におきまして二百八十八万一千円の追加でございます。これは単価改定によります私立幼稚園児保護者負担軽減事業費の増額と幼稚園就園奨励事業費の減額との相殺額でございます。

次に、第三款の民生費の社会福祉費五百五十七万九千円の追加でございますけれども、社会総務費におきまして、人員増によります民生・児童委員費、社会福祉協力委員費、それと在宅福祉事業の増によります社会福祉協議会補助金二百二十一万四千円の合計額と心身障害者福祉費において、現在、建設中のれんげ作業所の備品購入費三百二十万円との合算額でございます。

次に児童福祉費でございますが、十三万三千円の追加でございます。これは児童福祉総務費におきまして百十三万一千円の増で、保育事務費四十四万五千円とひとり親家庭医療費助成事業の事務費六十八万六千円でございます。児童措置費におきまして、保育所措置委託事業費の増と無認可保育室運営助成事業の増がございます。さらに、母子福祉費におきまして、母子寮措置事業費の増がございます。市立保育園費で、人員の減によります保育園運営費の委託料三百八十八万三千円の減額がございます。以上の相殺額が児童福祉費の費用でございます。

次に、第四款衛生費の保健衛生費八万四千円の追加は、一歳六カ月児健康診査の看護婦賃金でございます。

清掃費の一千百五十二万四千円の減額は、牛浜駅東口公衆便所設置工事で、これは牛浜駅階段工事が本年度中に完了する見込みがないため、設計のみを本年度実施しまして、工事につきましては翌年度にさせていただきます。内容としては、工事費で一千二百三十六万円の減額。なお、設計費につきましては、身体障害者用トイレを増設するための八十三万六千円の増をお願いするものでございます。

次に、第八款の土木費の道路橋りょう費一千百五十八万七千円の追加は、道路維持費でございます。市道等の補修工事費、道路新設改良費で、市道を整備するための改良工事費の増額補正でございます。道路新設改良費の一千八万七千円でございますが、市道整備の工事費四百五十万円と設計変更によります追加事業費、市道一〇四五号線、いわゆる牛浜駅の階段分の四百七十一万七千円及び市道一二三五号線、いわゆる東福生駅の階段分の七百五十万円の改良工事費の増に、東福生駅階段取り付け道路工事を翌年度に行するための減額六百十八万円の相殺額でございます。

住宅費の四十万円の追加は、現在建設中の第三市営住宅の集会室の消耗品及び備品購入費でございます。次の第十款の教育費の二千六百三十九万二千円の減額でございますが、いずれも事業の完了に伴います精算でございます。小学校費の減額は第七小学校の防音機能復旧事業費、中学校費の減額は第二中学校の防音機能復旧事業費、社会教育費の減額は市民会館臨時駐車場設置工事費分、保健体育費の減額は市営プールの光熱水費でございます。精算によります減額でございます。

次に、第十一款公債費の六百三十八万九千円の減額でございますが、これは市債の利子償還費でございます。利率及び償還日の変更によります調整額でございます。

予備費の三千二百六十七万七千円の追加は、歳入歳出財源調整によるものでございます。

以上が歳出でございます。

次に、五ページを開きいただきたいと思ひます。

第二表の繰越明許費でございますが、本件は、市道一〇四五号線、いわゆる牛浜駅及び市道一二三五号線、いわゆる東福生駅の設計改良工事をJR東日本に一括で委託して行うことになっておりましたが、JRの着工がおくれて、工事が年度内に完了する見込みがないため、工事委託料、市道一〇四五号線分一千四百九十九万九千円と市道一二三五号線、東福生駅分四千四百五十八万八千円の合計五千六百五十七万七千円につきまして、繰越明許のお願いをしようとするものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議を賜りまして原案のとおり御決定くださいますようお願いを申し上げます。説明とさせていただきます。

○議長（仲村清信君） 以上で提案理由の説明は終わりました。  
これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。  
お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第百七号は、総務、建設、厚生、の三常任委員会に付託いたしたいと

と思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって議案第百七号は総務、建設、厚生、の三常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（仲村清信君） 日程第十五 議案第百八号 平成元年度福生市下水道事業会計補正予算（第三号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（建設部長 小野光朗君登壇）

○建設部長（小野光朗君） 御指名をいただきましたので、議案第百八号 平成元年度福生市下水道事業会計補正予算（第三号）につきまして、御説明申し上げます。

まず四三ページをお開きください。

総則でございますが、第一条におきまして、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ四百万円を追加し、歳入歳出予算の総額を二十五億三千九百九十九万八千円と定めようとするものであります。

第二条では、地方債につきまして増額変更をお願いしようとするものでございます。

次に四五ページをお開きください。

第一表歳入歳出予算補正につきまして、御説明申し上げます。

歳入でございますが、市債の四百万円の追加補正は公共下水道事業債で、福生市公共下水道事業のうち、昭島市へ事務委託となっております昭島市残堀二号幹線築造工事に伴う負担金の増があったことによりまして、増額しようとするものでございます。

以上、歳入合計二十五億三千九百九十九万八千円と相なるものでございます。

次に歳出でございますが、総務費で五百二十一万九千円の追加補正で、内容といたしましては、使用料徴収事務委託料で、東京都水道局より使用料徴収等に要する経費の算定金額の変更があったこと、及び昭

和六十三年度の徴収経費の精算に伴いまして増額となるものでございます。

次に、事業費で四百八十一万六千円の追加補正でございますが、これは昭島市残堀二号幹線築造工事負担金で、先ほどの歳入との関連があるわけでございますが、昭島市において、本工事施行上、残堀川への接続工事等が追加となったことによりまして、負担金が増額となるものでございます。

次に、公債費で五百十八万九千円の減額補正は、公共下水道事業債利子で四百五十八万七千円、流域下水道事業債利子で六十万二千円の減額で、これらは、いずれも当初見込みより利率が引き下げになったこと。また、六十三年度の借入時期が変更されたことによる減額でございます。

次の予備費でございますが、八十四万六千円の財源調整をするものでございます。

以上、歳出合計二十五億三千九百九十九万八千円と相なるものでございます。

次に、四六ページをお開きいただきたいと存じます。

第二表地方債の補正でございますが、これは、対象事業等の変更により公共下水道事業債、限度額五億二千四百十万円を五億二千八百十万円に変更しようとするものでございます。なお、起債利率、償還の方法につきましては、補正前と同様でございます。

以上でございますが、慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（仲村清信君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第百八号は建設委員会に付託したいと思いましたが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君）　御異議なしと認めます。よって議案第百八号は、建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（仲村清信君） 日程第十六 陳情第一—十五号 「在日韓国人の法的地位協定」再協議に関する陳情書を議題といたします。

本陳情書について御意見がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（仲村清信君）　以上で意見を終わります。

以上で意見を終わります。

陳情第一一十五号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり、総務委員会に付託いたします。

[illegible]

○議長（仲村清信君） 日程第十七 陳情第一一十六号 長期営農継続農地制度・相続税等納税猶予制度の堅持並びに都市農業確立対策の実施に関する陳情書を議題といたします。

本陳情書について御意見がありましたらお願いいたします。

御意見がありましたらお願

○議長（仲村清信君）以上で意見を終わります。

以上で意見を終わります。

陳情第一一十六号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり、総務委員会に付託いたします。

S S S S S S S S S S S S S S S S S S S S S S S S S S S S S

○議長（仲村清信君）以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明九日から十九日までの十一日間、休会とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（仲村清信君）御異議なしと認めます。よって明九日から十九日までの十一日間、休会とすることに決定いたしました。

なお、次回本会議は、十二月二十日午前十時から開きます。本日はこれをもって散会いたします。

午後八時三十七分 散會